

令和元年度２月補正予算案について

令和２年１月３０日
千葉県総務部財政課
０４３－２２３－２０７６

- １ ２月補正予算では、１２月補正予算に引き続き、**台風等災害からの復旧・復興に必要な経費を計上**するとともに、**国の補正予算に対応**し、道路橋りょう、河川海岸事業等の**防災・減災対策**などの経費を計上しました。
- ２ また、**ＣＳＦワクチン接種に要する経費を計上**するほか、人件費や社会保障費、公債費などについて、**実績を踏まえて精査**しました。
- ３ この結果、一般会計の２月補正予算規模は、**２９８億７３百万円の減額**で、補正後の最終予算額は、**１兆７，９０２億３１百万円**となりました。

I 一般会計の予算規模

- 1 補正予算規模 ▲298億73百万円（補正後予算額 1兆7,902億31百万円）
- （1）令和元年の台風等災害からの復旧・復興 91億7百万円
- （2）国の補正予算に係るもの 113億4百万円
- ※（「（1）令和元年の台風等災害からの復旧・復興」との重複分21億5百万円を含む。）
- （3）上記以外の事業費に係るもの ▲481億79百万円

〔歳入内訳〕

- ・県税 ▲169億90百万円（8,264億88百万円→8,094億98百万円）
（地方消費税・法人二税・個人県民税の減等）
- ・地方譲与税 ▲63億円（978億30百万円→915億30百万円）
（地方法人特別譲与税の減）
- ・臨時財政対策債を含む
実質的な普通交付税 ▲3億16百万円（2,770億円→2,766億84百万円）
（臨時財政対策債の減）
- ・特別交付税 100億円（10億円→110億円）
うち東日本大震災対応分 20億円（皆増）
うち令和元年災害対応分 80億円（皆増）
- ・県債（臨財債を除く） 124億11百万円（899億67百万円→1,023億78百万円）
うち減収補てん債 130億円（皆増）
県税収入が当初の想定より減収する見込みであることや、令和2年度当初予算において見込まれている多額の収支差解消のため、今年度の財政調整基金の取崩しを見送ることとし、減収補てん債を発行します。
- ・繰入金 ▲254億36百万円（587億20百万円→332億84百万円）
うち財政調整基金 ▲131億55百万円（皆減）
うち災害復興地域再生基金 ▲91億72百万円（312億67百万円→220億95百万円）
- ・その他 ▲32億42百万円（4,690億99百万円→4,658億57百万円）
（諸収入、国庫支出金の減等）

Ⅱ 主な補正予算（歳出）の内容

1 令和元年の台風等災害からの復旧・復興

○一部損壊の住宅への支援（建築指導課） 800,000 千円
（既定予算とあわせ 4,000,000 千円）

令和元年9月から10月の台風等により被災した一部損壊住宅の修理費用に対する助成について、被害状況の調査が進み、被災棟数が増加したため、事業費を増額します。

〔補助対象〕被災した屋根・外壁等の修理費用

1. 災害救助法適用地域の被災住宅で一部損壊 10%以上の場合

- ・修理費が150万円を超える分について、20%（20万円）を上限に支援

災害救助法の応急修理とあわせて、最大50万円

（補助率）県 8/10、市町村 2/10

※修理費150万円以下の分については、災害救助法の応急修理により、最大30万円まで国と県が協調して補助（補助率：国 1/2、県 1/2）

2. 災害救助法適用地域の被災住宅で一部損壊 10%未満 及び

災害救助法適用外地域の一部損壊住宅の場合

（1）国交付金の対象となる修理

国交付金を活用し、修理費の20%（30万円）を上限に支援するとともに、修理費が150万円を超える場合については、地方単独で最大20万円を上乗せ

（補助率）修理費150万円以下：国 5/10、県 3/10、市町村 2/10

修理費150万円超：県 8/10、市町村 2/10

（2）国交付金の対象とならない修理

修理費の20%（50万円）を上限に地方単独で支援

（補助率）県 8/10、市町村 2/10

※（1）と（2）の併用可能。ただし、あわせて最大50万円が上限

○応急仮設住宅の借上げ（住宅課）

166,998 千円

（既定予算とあわせ 230,998 千円）

災害救助法に基づき、県が民間賃貸住宅を借り上げて提供する応急仮設住宅について、入居要件が緩和され、借上戸数が増となる見込みであることから、事業費を増額します。

〔借上戸数〕 600戸を予定

○被災農業施設等復旧支援事業（担い手支援課）

3,069,000千円

（既定予算とあわせ 26,909,500 千円）

令和元年の台風等により、大きな被害が発生した農業用施設の再建や修繕等について、被災状況の確認が進み、申請件数の増加が見込まれるため、助成額を増額します。

〔事業内容〕

- ・施設の再建・修繕、撤去

〔補助対象〕 農業用ハウス、畜舎、加工用機械等の再建、更新、修繕、撤去・処分に
係る経費

〔補 助 率〕 9/10以内（国3～5/10以内、県2～4/10以内、市町村2/10以内）

- ・農業用ハウスの強化・補強

〔補助対象〕 復旧に併せてハウスを強化・補強するための経費

〔補 助 率〕 1/2以内（国3/10以内、県2/10以内） 上限500万円

○台風15号等に係る災害救助事業【新規】（防災政策課）

1,300,000 千円

台風15号等において、災害救助法に基づき被災市町村が実施した避難所の設置や食品・飲料水等の供給、住宅の応急修理などの救助に要した経費等を負担します。

〔負担割合〕 国 1/2、県（災害救助基金） 1/2

〔主なもの〕

- ・避難所の設置 60,000 千円
- ・食品・飲料水の供給 42,000 千円
- ・生活必需品の供給 8,000 千円
- ・住宅の応急修理 1,050,000 千円

○災害救助基金への積立（防災政策課）

771, 505 千円

（既定予算とあわせ 946, 500千円）

今般の台風等で、災害救助事業の実施のために活用された災害救助基金について、今後の災害に備えるため、災害救助法に基づく必要額となるよう積立を行います。

○地域コミュニティ施設等再建支援事業【新規】（市町村課）

150, 000 千円

台風 15 号・19 号、10 月 25 日の大雨により被害を受けた集会所などの地域コミュニティ施設について、自治会・町内会等が行う施設の復旧に要する経費に対し、助成します。

〔補助先〕 県内市町村（間接補助）

〔対象経費〕 自治会・町内会等が行なう地域コミュニティ施設の復旧（建替え・修繕）

〔施設要件〕 地域の住民がコミュニティ活動等で利用するために、維持・管理している施設であること

〔補助率〕 1/3

〔補助上限額〕 1 施設あたり 建替え 5, 000 千円、修繕 2, 500 千円

○災害に強い森づくり事業【新規】（森林課）

48, 672 千円

台風 15 号の被害を踏まえ、道路・電線等の重要インフラに近接する森林において、更なる倒木被害が発生することを防止するため、緊急的に実施する復旧整備や伐採等を支援します。

〔交付先〕 森林組合等

〔補助率〕 4/10 以内(国 3/10 県 1/10)

○治山事業（森林課）

440,000千円

（既定予算とあわせ 2,903,009 千円）

10月25日の大雨により発生した山地災害箇所への復旧を行うほか、早急に治山対策を行う箇所を前倒しで実施するため、事業費を増額します。

- ・山地治山事業 85,000 千円
- ・治山施設災害関連事業 355,000千円

○一宮川流域浸水対策特別緊急事業（河川整備課）

100,000千円

（既定予算とあわせ 900,000千円）

令和元年度の大雨による甚大な被害を踏まえ、一宮川流域において同規模の降雨による再度の浸水被害ゼロを目指すために実施する特別緊急事業について、必要な測量、設計等の経費を計上します。

〔主な事業内容〕

- ・用地測量、物件調査、概略設計

○社会福祉施設等災害復旧事業（障害福祉事業課等）

869,255千円

（既定予算とあわせ 1,325,005 千円）

障害者支援施設や特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の復旧に要する費用への助成について、被災状況の確認が進んだことにより、対象施設数が増えたため、事業費を増額します。また、新たに、設備等の復旧に要する費用について助成します。

〔負担割合〕

- ・施設整備 国1/2、県1/4、事業者1/4 等
- ・設備整備【新規】 国10/10

○非常用自家発電設備等整備事業（高齢者福祉課、医療整備課、障害福祉事業課）

714,800 千円

災害時に高齢者福祉施設や障害者支援施設等の入所者等の安全な生活環境を確保するため、非常用自家発電設備の整備について、助成します。

[補 助 率] 国 1/2、県 1/4、事業者 1/4

[補助対象] 非常用自家発電設備

[内 訳]	特別養護老人ホーム等	450,000 千円
	介護老人保健施設	75,000 千円
	障害者支援施設等	189,800 千円